

# 木造住宅耐震診断の申込をする方へ

## 必ずお読みください。

### 1 結果の公表について

倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金を申込み、木造住宅耐震診断を受ける場合は、建築物の耐震化を促進する施策の一環として、耐震診断の結果を次のとおり公表します。

#### (1) 公表方法

岡山県建築指導課ホームページに次のとおり掲載し、公表します。

例) 木造住宅耐震診断（一般診断）

一般診断					
市町村名	実施 棟数	実施結果（棟数）			
		倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する可能性あり	倒壊する可能性が高い
○○市	21	2	1	5	13

#### (2) 公表の時期

事業実施年度の翌年度の4月にまとめて掲載します。

### 2 耐震診断における現地調査について

本事業による耐震診断は、岡山県知事が認定登録した「岡山県木造住宅耐震診断員」が現地調査及び診断業務を行います。

耐震診断に伴う現地調査は、原則として次の内容で行います。建物の構造体の内部や基礎の形状・鉄筋の有無などの詳細を調べるものではありません。

目視による外観・内観調査（建物形状、壁と開口部の位置、壁の種類、劣化状況、基礎・地盤の状況、小屋裏及び床下の状況等）

なお、詳細な現地調査等をご希望の場合は、別途ご相談ください。

### 3 補助金の支払について

交付決定通知書送付時に納付書を同封します。耐震診断実施の前に必要な経費を全額支払っていただく必要があります。岡山県建築士事務所協会から診断報告書の受理後、補助金の交付手続きを倉敷市が行います。

### 4 不動産取引上の注意

本事業で耐震診断を受けた建築物を譲渡若しくは貸与する場合は、譲受人又は賃借人に、耐震診断の結果を開示し伝えなければなりません。

## 5 申請書以外に用意していただく書類

交付申請書には、次の書類を添付してください。

- ① 所有者及び建築時期がわかるもの（次のいずれか1つ）
  - ・建物の確認済証（確認通知書）又は検査済証の写し
  - ・家屋の課税証明書（※）
  - ・登記事項証明書
- ② 建物の外観写真（2面以上）
- ③ 建物の位置図
- ④ 誓約書

※証明書の発行は、本庁・各支所及び一部の郵便局で可能です。

なお、証明書発行には、手数料（申請者負担となります）が必要です。

証明書発行についてのお問い合わせは、税制課（426-3175）までお願いします。

## 6 納税確認について

交付申請時に、倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第3条に基づき、建物所有者の市税の納税状況を確認します。

納税状況の確認には時間をお時間を要しますので、お急ぎの方は証明発行窓口において、納税証明書（手数料は申請者負担となります）の交付を受け申請書に添付して下さい。なお、建物の名義人が複数名の場合、納税証明書が2通（個人名義、共有名義）必要です。

○倉敷市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱（抜粋）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市税を完納している者であつて、別表の事業区分に応じて次に掲げる耐震診断等（その結果について岡山県知事が指定する耐震評価機関の評価を受けたものに限る。）を行う民間建築物の所有者とする。